

鳥取県立米子産業体育館審査表

法人等 _____

委員氏名 _____

【審査要領】

1) 法人等それぞれの事業計画等について、審査項目ごとに評価してください。

評価の目安 5:高く評価できる 4:評価できる 3:やや評価できる 2:普通 1:評価できない

※審査項目のうち一つでも評価できないものがあればその項目の評価は1とし、1と評価した委員があるとき(ただし、4の③④⑤を除く。)、又は4の⑥の審査項目に評価を「△2」と付した委員があるときは、審査・運営評価委員会で協議し、審査委員会として評価できないと判断した場合は、失格とします。

※選定基準3③、4④⑤⑥については、注1～5により評価します。

2) 意見記入欄に審査意見を記入してください。

選定基準	審査項目及び内容	倍率	評価					点数 (倍率×評価)
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか(指定手続条例第5条第1号)	-	-	-	-	-	-	-
	管理運営の基本的な考え方	平等な利用が確保できないと認められる場合は失格 (事業計画書1)						
	施設の設置目的を理解しているか							
	指定管理者を希望する理由は適切か							
	管理運営の方針は適切か							
	(意見記入欄)							
1の配点：配点なし(必須項目)								

2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか(同第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	2	5	4	3	2	1	
		サービスの向上策と利用促進に向けた取組み	(事業計画書2(1)(2))						
		利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か							
		②施設管理	2	5	4	3	2	1	
		施設設備の維持管理・衛生管理は適切か	(事業計画書3(1)(2))						
		外部委託の考え方は適切か							
		③開館時間・料金設定	1	5	4	3	2	1	
		開館時間・休館日は適切か	(事業計画書4(1)～(4))						
		利用料金及び利用料金の減免は適切か							
		④事故・事件の防止措置と緊急時の対応	2	5	4	3	2	1	
		火災・盗難・災害などの事故・事件の防止	(事業計画書5(1)～(3))						
		緊急時の体制・対応は適切か							
		利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法							
		⑤個人情報保護等への対応	1	5	4	3	2	1	
個人情報の保護への対応は十分か	(事業計画書6(1)(2))								
情報の公開への対応は十分か									
⑥スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力は十分か	3	5	4	3	2	1			
(事業計画書7(1)(2))									
⑦障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興に向けた取組の企画力は十分か	2	5	4	3	2	1			
(事業計画書8(1)(2))									
	(意見記入欄)								
2の配点：65点									

選定基準		審査項目及び内容	倍率	評価					点数 (倍率×評価)
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであるか (同第5条第2号)	①収入の見積もり、考え方は適切か	1	5	4	3	2	1	
		②支出計画の見通しは適切か	1	5	4	3	2	1	
		③県の指定管理料額の多寡<注1> (意見記入欄)	2	5	4	3	2	1	
		(様式3)							
3の配点：20点									

4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか (同第5条第3号)	①法人等の財政基盤・経営基盤は安定しているか	2	5	4	3	2	1		
		(様式4)								
		②組織及び職員の配置等	2	5	4	3	2	1		
		管理運営の組織・職員の職種等は適切か	(事業計画書9(1)(2)(4)～(6))							
		日常の職員配置は適切か								
		人材育成は適切か								
		③現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか	1	5	4	3	2	1		
		(事業計画書9(3))								
		④関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか<注2>	1	0	△1	△2	△3	△4		
		(事業計画書10)								
		⑤法人等の社会的責任の遂行状況<注3>	(事業計画書12(1)～(4))							
障がい者を雇用しているか	2	—	1	0	△1	—				
男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。	1	—	1	—	0	—				
ISO14001、TEAS I種、II種認証登録事業者、KES共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか、又は指定管理期間開始までに認定家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか	1	2	1	—	0	—				
あいサポート企業であるか、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。	1	—	1	—	0	—				
⑥管理運営実績評価<注4> (意見記入欄)	2	2	1	0	△1	△2				
4の配点：36点										

合 計	121	—	—	—	—	—	
-----	-----	---	---	---	---	---	--

(その他意見)

【評価の留意事項】

1 4の③④⑤⑥を除く審査項目のうち、一つでも評価を「1」と付した委員があるとき、又は4の⑥の審査項目に評価を「△2」と付した委員があるときは、審査・運営委員会委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。

2 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況(選定基準4④)

- 0: 過去3年以内に行政指導等を受けていない
- △1: 過去3年以内に行政指導(軽易なもの)を受けており、改善されている場合
- △2: 過去3年以内に行政指導(重要なもの)を受けており、改善されている場合
- △3: 過去1年以上前3年以内に行政処分を受けている場合、又は過去3年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合
- △4: 過去1年以内に行政処分を受けているもの

3 法人等の社会的責任の状況(選定基準4⑤)

- (1) 障がい者雇用の状況
 - 常用労働者数43.5人以上の法人等の場合(障がい者雇用の義務がある法人等)
 - 0: 「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が0の場合、
 - △1: 「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が1以上の場合
 - 常用労働者数43.5人未満の法人等の場合(障がい者雇用の義務がない法人等)
 - 1: 障がい者を雇用している場合
 - 0: 障がい者を雇用していない場合
- (2) 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。(取得に向けて担当課へ相談等を行っている)。
 - 1: 企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である(取得に向けて担当課へ相談等を行っている)。
 - 0: 企業認定されていない、又は取得予定はない(取得に向けて担当課へ相談等を行っていない)。
- (3) ISO14001又はTEAS I 種規格等の認証登録事業者であるか。
 - 2: ISO14001、TEAS I 種認証登録事業者である又はKES共同機関による同種の認証を受けている事業者
 - 1: TEAS II 種認証登録事業者、KES共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか又は指定管理期間開始まで登録予定である。
 - 0: 認証登録事業者ではない
- (4) 家庭教育推進協力企業であるか
 - 1: 家庭教育推進協力企業の協定を締結している。0: 家庭教育推進協力企業の協定を締結していない。
- (5) あいサポート企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。(取得に向けて担当課へ相談等を行っている)
 - 1: 企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である(取得に向けて担当課へ相談等を行っている)。
 - 0: 企業認定されていない、又は取得予定はない(取得に向けて担当課へ相談等を行っていない)。

4 管理運営実績評価(選定基準4⑥)

- 2: 不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が2の場合
- 1: 不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が1の場合
 - 0: 不適切事案はなく、適正に管理運営が行われた場合
 - 軽微な不適切事案があったが、その後改善され概ね適正に管理運営が行われた場合
 - △1: 軽微な不適切事案があり、それが繰り返さるなど、改善が充分ではなかった場合
 - 不適切事案があったが、県への報告が行われ、速やかに改善された場合
 - △2: 不適切事案があったが、県へ故意に報告を行われなかった、速やかに改善されなかったなど、事後の対応にも不備があった場合

(不適切事案の例)

- ・会計事務処理の証拠書類を紛失した
- ・利用料計算に間違いがあり、過度の過徴収又は徴収漏れがあった
- ・施設管理の不備により、利用者に被害を与えた など

(軽微な不適切事案の例)

- ・県の検査確認後、他の書類で確認できる範囲で会計事務処理の証拠書類を紛失等した

- ・帳簿類への記載漏れ、利用料計算の些少の間違があった
- ・施設管理の不備により、利用者の利便を損なった など

5 指定管理料額の多寡(選定基準3③)

○ 評価1の「評価できない」は、県提示額を超える場合 …… 失格とする。

○ 評価方法

応募額に応じて評価2～5の4段階に区分(県提示額と最低応募額の差を基に)

県提示額1,000千円、最低応募額800千円の場合

県提示額と最低応募額の差 (1,000 - 800) = 200千円

200千円 ÷ 4 = 50千円

(単位:千円)

5	4	3	2	1
800～849	850～899	900～949	950～1,000	県提示額超 (1,001以上)

(別紙)

審査意見

A社に対する意見

B社に対する意見

C社に対する意見

D社に対する意見

E社に対する意見

例)集客のための工夫が感じられる 収支計画の見通しが甘い 等